

令和3年度

地域を支える商店街支援事業

申請要項

令和3年10月

新潟市

1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響を大きく受ける商店街が、消費の喚起と継続的な利用促進につなげることを目的として、独自に取り組む感染症対策や集客回復等の活動や、他の商店街等団体と連携して行う取り組みを支援するために補助金を交付します。

2. 補助対象者

新潟市内の商店街等団体で、次のいずれかに該当するもの。

・【単独補助】

- (ア) 商店街振興組合または商店街の活性化に資すると認められる事業協同組合
- (イ) 任意の商店街組織
(構成員の1／2以上の者が商業又はサービス業を営むもの)
- (ウ) 商工会議所または商工会で、商店街活性化のための事業等を行うもの

・【連携補助】

上記(ア)～(ウ)に規定する団体を含む者で構成する公益性及び一体性のある組織で、商店街活性化のための事業等を行うもの

3. 補助対象事業

- (1) 感染症対策事業
- (2) テイクアウト・デリバリー事業
- (3) 商品券・クーポン発行事業
- (4) イベント事業
- (5) キャッシュレス推進事業
- (6) 衛生用品購入事業

※1：上記のほか、クラウドファンディングを活用した消費喚起事業等も対象となります。

※2：商店街等団体の管理運営に係る経常経費や個人個店の資産形成に係る経費、酒類等遊興費、交際費、慶弔費等は補助対象になりません。

※3：衛生用品購入事業については、単独補助のみ対象になります。

4. 補助率・限度額

(1) 補助率

10 / 10

(2) 補助上限額

【単独補助】・・・商店街等団体が単独で実施する取り組みへの補助

商店街等団体会員数×5万円（上限300万円）

※ただし、補助対象事業（6）衛生用品購入事業は、

商店街等団体会員数×3万円

（補助対象者（ウ）に該当する者は上限300万円）

【連携補助】・・・商店街等団体が連携して実施する取り組みへの補助

商店街等団体数×30万円（上限300万円）

※注意事項

（単独補助）

- 1：会員数は定款または規約等で規定している、団体の会員（賛助会員を除く）を算定根拠とします。
- 2：商工会議所または商工会のうち、補助対象者となる団体の場合は、商業部会等、商業振興に資する部会の会員数を算定根拠とします。
- 3：補助金交付申請日時点の会員数が算定対象になります。

（連携補助）

- 1：「2. 補助対象者（ア）～（ウ）」に規定する団体が複数構成していない場合は、連携補助の対象にはなりません。
- 2：申請団体が複数の団体・事業者で構成されている場合でも、補助上限額は、「2. 補助対象者（ア）～（ウ）」に規定する団体数で計算します。
- 3：一つの団体への補助は1回限りです。
- 4：一つの取り組みに対して、単独補助と連携補助の併用は可能です。

5. 申請から補助金交付までの流れ

(1) 交付申請書の提出（商店街等団体 → 新潟市）

交付申請書等、以下の書類を商店街等団体が所在する区役所産業振興担当課まで提出してください。（5ページ参照）

ただし、連携補助を申請する際に、区をまたいで商店街等団体と連携する場合には、商業振興課まで提出してください。

【提出書類】

- ① 交付申請書（様式第1号）

- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 定款、規約またはこれに準ずるもの
- ⑤ 構成員名簿
- ⑥ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（必要な場合）

※連携補助を活用する場合、「〇〇〇実行委員会」といった実施主体を発足することが想定されますので、発足時に策定される上記④や⑤の資料のご提出をお願いします。

(2) 交付決定・通知書の送付（新潟市 → 商店街等団体）

事業内容、会員数等を確認し、交付額を決定し交付決定通知書を送付します。

(3) 事業の実施（商店街等団体）

(4) 事業実施期限（商店街等団体）

令和4年3月31日（木）まで

(5) 事業実績報告書の提出（商店街等団体 → 新潟市）

事業完了後1か月以内または年度の末日（令和4年3月31日）までのいずれか早い日まで

【提出書類】

- ① 実績報告書（様式第7号）
- ② 事業実績報告書
- ③ 収支決算書
- ④ 事業実施に係る領収書または支払ったことを証する書類の写し
- ⑤ 事業実施にあたっての写真（実施風景や成果物）
- ⑥ 口座振替申込書（委任状兼口座振替申込書）

※連携補助の場合は、代表の商店街等団体を決めていただき、その団体が指定する口座情報を「委任状兼口座振替申込書」にご記入ください。

(6) 補助金額の確定・通知書の送付、補助金額の振込（新潟市 → 商店街等団体）

実施内容、領収書等を確認し、補助金額を確定し確定通知書を送付します。

口座振替申込書記載の口座に補助金を振り込みます。

【連携補助のみ】事前エントリーの実施について

○申請団体・事業内容・補助額等の把握のため、正式な申請ではなく、事前エントリーという形で年2回募集します。

事業開始予定月	事前エントリー期間
令和3年4月～9月	令和3年4月5日～19日
令和3年10月～令和4年3月	令和3年9月1日～17日

○エントリーは、団体が所在する区役所産業振興担当課まで提出してください。

(ただし、区域を越えて商店街等団体と連携する場合には、商業振興課まで提出してください。)

※募集時期ごとに予算を確保しており、エントリーした団体が多数の場合は調整する可能性もあります。

※エントリーした場合でも補助金交付申請は必須ですので、事業実施前に交付申請書類の提出をお願いします。

6. その他注意事項等

(1) 他の補助金との併用について

国、県等の公共団体またはその他の団体から補助金等の交付を受ける場合には、補助対象に要する経費から、国や県等から交付される補助金の額を引いた金額を算定根拠として補助金を交付します。

新潟市の補助金等（当補助金以外のもの）の交付を受ける場合には、当補助金は交付しません。

(2) 申請内容の変更・中止等

申請内容等の変更や、事業の中止又は廃止する場合には、所定の様式により手続きが必要になりますので、交付決定を行った区役所産業振興担当課等までご相談ください。

(3) 交付決定の取消しと補助金の返還

偽りその他不正の手段により交付決定を受けた場合等には、交付決定の取消しを行い、既に補助金が交付されている場合には、その全部または一部の返還を求めます。

(4) 事業に係る経理について、当該事業の収支を明らかにした帳簿および証拠書類を交付年度終了後5年間保存してください。

また必要に応じて、事務所等に伺い、書類等の調査をさせていただく場合もあります。

7. 書類提出先

区 (担当)	住所 (新潟市)	電話番号
北区 産業振興課 商工観光グループ	北区東栄町 1-1-14	025-387-1356
東区 地域課 産業文化振興室	東区下木戸 1-4-1	025-250-2170
中央区 地域課 産業文化振興室	中央区西堀通 6-866 (NEXT21 5階)	025-223-7054
江南区 産業振興課 商工観光・文化スポーツグループ	江南区泉町 3-4-5	025-382-4809
秋葉区 産業振興課 商工観光係	秋葉区程島 2009	0250-25-5689
南区 産業振興課 商工観光推進室	南区白根 1235	025-372-6507
西区 農政商工課 食と産業振興室	西区寺尾東 3-14-41	025-264-7630
西蒲区 産業観光課 観光交流・商工室	西蒲区巻甲 2690-1	0256-72-8454
経済部 商業振興課	中央区古町通 7-1010 (古町ルフル 5階)	025-226-1633

Memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

新潟市 経済部 商業振興課

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地(古町ルフル5階)

電話:025-226-1633(直通) FAX:025-228-1611

E-mail: shogyo@city.niigata.lg.jp

URL: <http://www.city.niigata.lg.jp>